

三重県農地中間管理事業の推進に  
関する基本方針

平成26年3月

三 重 県

## 目 次

はじめに	1
第1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標	2
第2 その他農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標	3
第3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向	3
第4 農地中間管理事業の実施方法に関する基本的な事項	5
第5 農地中間管理事業に関する啓発普及その他農地中間管理事業の推進するための施策に関する事項	6
第6 地方公共団体、農地中間管理機構並びに株式会社日本政策金融公庫及び株式会社農林漁業成長産業化支援機構の連携及び協力	7

## はじめに

### 1 策定の趣旨

本県では、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」（平成 22 年三重県条例第 59 号）に基づき、めざすべき将来の姿を明らかにするとともにその実現のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」を策定（平成 24 年 3 月）し、農業の持続的な発展を支える農業生産構造の確立に向けて、意欲ある多様な農業者を確保・育成するため、農地集積等による経営規模の拡大や集落営農組織の設立促進、新規就農者や企業などの新たな参入の促進に取り組んでいるところです。

一方、国は、平成 25 年 12 月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」をとりまとめ、農業を足腰の強い産業としていくための産業政策と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域政策を両輪とする農政改革を推進するとしています。

そうした中、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化に向けて、今後 10 年間で、担い手の農地利用が全農地の 8 割を占める農業構造の実現を目標に掲げ、各都道府県に農地中間管理機構を整備し、担い手への農地集積・集約化の推進、耕作放棄地の発生防止・解消に取り組むこととしています。

こうした状況を踏まえ、県では、農地中間管理機構が実施する農地中間管理事業を、これまで取り組んできた①集落等を単位とした持続的な営農の仕組みづくりの推進、②人・農地プランの作成への支援、③多様な担い手（認定農業者、農業法人、集落営農組織、新規就農者、企業等）確保への支援等の施策と連動させることにより、担い手への農地集積の加速化や生産性の向上に取り組み、本県農業のめざすべき将来の姿の早期実現を図るための方針として策定するものです。

### 2 基本方針の性格及び計画期間

この基本方針は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下、「法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づくものであり、目標は今後 10 年間を見通して定めるものとし、おおむね 5 年ごとに見直すこととします。

平成 26 年 3 月 20 日

## 第1 効率的かつ安定的な農業を営む者が利用する農用地の面積の目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者（担い手）が利用する農用地の面積の目標は以下のとおりとします。

	現在 (平成 25 年度)	概ね 10 年後 (平成 35 年度)
耕地面積 (①)	60,900ha	60,900ha
うち担い手が利用する面積 (②)	17,941ha	42,600ha
○認定農業者	2,152 経営体	2,805 経営体
うち個人	1,856 経営体	2,355 経営体
うち法人	296 経営体	450 経営体
○集落営農組織等	154 組織	195 組織
○認定就農者	20 経営体/年	40 経営体/年
②/①	29.5%	70%

※耕地面積①：平成 25 年耕地面積（7 月 15 日現在）農林水産省公表

担い手が利用する面積②：農林水産部担い手育成課調べ（平成 25 年 3 月末現在）

認定農業者数：農林水産部担い手育成課調べ（平成 25 年 3 月末現在）

集落営農等組織数（経営所得安定対策加入集落営農組織及び特定農業団体数）

：農林水産部担い手育成課調べ（平成 25 年 3 月末現在）

認定就農者数：農林水産部担い手育成課調べ（平成 25 年 3 月末現在）

## 第2 その他農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

その他農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標は、以下のとおりとします。

	現在 (平成 25 年度)	概ね 10 年後 (平成 35 年度)
持続的な営農の仕組みを有する 集落数	676 集落	1,550 集落
荒廃農地面積	1,946ha	384 ha
うち再生可能	1,578ha	384 ha
うち再生不能	369ha	— ha

※持続的な営農の仕組みを有する集落数：農林水産部担い手育成課調べ（平成 25 年 3 月末現在）

荒廃農地面積：荒廃農地の発生・解消状況に関する調査 農地調整課調べ（平成 24 年 12 月末現在）

## 第3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

### (1) 農地中間管理機構の指定

県は、三重県の区域を事業実施地域として農地中間管理事業を行う農地中間管理機構（以下「機構」という。）を指定し、認定農業者等の担い手農家への農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止・解消を進める中核的な事業体として位置づけるものとします。

### (2) 農地中間管理事業の実施体制

機構は、農地の貸借・売買等農地集積に係る専門的技術を持った職員を配置し、関係機関との連携のもと円滑に農地中間管理事業を実施できるようにするものとします。

また、農地中間管理事業の実施状況について、評価し、機構の代表者に意見を述べることのできる農地中間管理事業評価委員会を設置するものとします。

### (3) 農地中間管理事業規程

機構は、本基本方針に適合し、農地中間管理事業が円滑かつ適正に実施するために、「農地中間管理事業規程」を定めるものとします。

### (4) 農地中間管理事業計画等

機構は、事業年度ごとに、その事業年度における農地中間管理事業の目標等を定めた事業計画書及び収支予算書を作成するものとします。

## (5) 農地中間管理事業の重点推進事項

機構の有する機能を最大限に活用しつつ、関係機関との連携による推進体制を構築し、以下のことについて重点的な推進を行います。

### ア 農地利用にかかる地域合意形成の促進

農村地域では、土地持ち非農家の増加や後継者不足により、効率的な農業経営を実践するための計画的な農地利用計画の策定や基盤整備事業等の実施が難しい状況となっており、機構が、土地持ち非農家等が所有する農地の中間管理権を取得し、地域の話し合いに参画することで、人・農地プランの作成や基盤整備事業の実施等農地の効率的利用のための地域合意形成の促進を図ります。

### イ 関連施策との密接な連携による多様な担い手の育成

県内の多くの地域で、農地の受け手となる担い手農家が不足していることから、集落営農組織の育成と法人化への支援、新規就農希望者の受入体制の構築、民間企業や福祉事業所等の農業参入への支援等の取組と連携して、農地の受け手となる多様な担い手の育成を図ります。

### ウ 集団的農地利用に向けた担い手農家間の調整

担い手農家が確保された地域においても、経営農地が点在し、効率的な経営が実現されていない状況もあることから、借受農地の交換等機構の関与による調整により、集団的な農地利用を進めます。

### エ 安心感のある農地の権利移動のしくみづくりと管理体制の確立

農地中間管理事業の実施に伴い、機構にストックされる農地が年々増加していくことから、農地の受け手と出し手の双方からの要望や苦情等に対し、適切かつきめ細かい対応ができる管理体制を構築します。

### オ 茶、果樹等樹園地の農地集積への対応

近年、荒廃した茶園や果樹園も増加していることから、水田や畑のみならず、樹園地を対象とした農地集積のしくみづくりへ機構が関与します。

#### 第4 農地中間管理事業の実施方法に関する基本的な事項

##### (1) 農地中間管理事業を重点的に実施する区域

地域の農用地利用計画や中心となる経営体等にかかる具体的な人・農地プランが作成され、地域ぐるみで農地集積を進めようとする機運や新規就業者等新たな担い手の農業参入を積極的に受け入れしようとする機運が生じている区域など、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化や新たな担い手の育成を促進する効果が高いと見込まれる区域を重点区域とするものとします。

##### (2) 農用地等の借受を希望する者の募集

機構は、公平・公正を図るため、事業実施年度において定期的に農地利用の受け手となる認定農業者等の担い手（以下「受け手農家」という。）について、区域を定め、インターネット等を介して募集するものとします。

##### (3) 農地中間管理権を取得する（機構が借り受ける）農用地等

機構が農地中間管理権を取得する農用地等は、第4（2）で募集する受け手農家が存在する区域に存するもので、基本的には、現に耕作している農地、再生利用が可能な荒廃農地（抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地）等とし、その借入については、機構において農地中間管理権が滞留することがないように、十分に配慮するものとします。

また、原則として、再生利用が不可能な農地（森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるものに相当する荒廃農地）は取得しないものとします。

##### (4) 農地中間管理権の取得の方法

機構は、農用地等の所有者からの申出に応じて農地中間管理権の取得に関する協議を行うほか、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために特に必要があると認められる場合には、農用地等の所有者に対し当該協議を申し入れるものとします。

なお、農地中間管理権の期間は、できる限り長期（10年以上）とし、所有者との協議により決定することとします。

##### (5) 農用地利用配分計画（農用地等の貸付け）の決定の方法

地域農業の健全な発展を旨として、公平かつ適正に農用地等の貸付けの相手方の選定及びその変更を行うものとします。

具体的には、原則、機構から農用地利用配分計画案の提出等の協力を受けた市町が、必要に応じて農業委員会に意見を聴き、農用地利用配分計画案を作成し、機構に提出するものとします。

その際に、人・農地プラン等の内容を重視するとともに、以下の点に留意するものと

します。

- ア 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること
- イ 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大または経営耕地の分散錯圃の解消に資すること
- ウ 新規参入した者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること

#### (6) 農用地等の利用条件の改善を図るための業務の実施

機構は、所有者から機構に10年以上の期間で貸し付けられている農用地等について、貸付けが確実に行われると見込まれる場合に、基盤整備事業等への参画等農用地等の利用条件の改善を図るための業務を実施するものとします。

#### (7) 農地中間管理事業に関する相談または苦情に応じるための相談窓口等の設置

機構は、主たる事務所に機構へ貸し付けることを希望する農家（以下「出し手農家」という。）及び受け手農家等に対して相談・苦情等の窓口を設置し、円滑に農地中間管理事業が実施できるようにするものとします。

#### (8) 農地中間管理権を解除する場合

機構は、農地中間管理権取得後原則2年を経過しても、なお当該農用地等が貸し付けられてない場合、災害等により農用地として継続して利用することが困難な場合については、農地中間管理権の解除をすることができるものとします。

#### (9) 業務委託

農地中間管理事業に係る業務のうち委託することが適当なものについて、機構は、委託先に対して業務を適切に行うことのできる能力等を確認したうえで委託することができるものとします。

なお、賃料の収受・支払、農用地等の管理等定型的な業務については、競争入札等により、委託コストの削減に努めることとします。

### 第5 農地中間管理事業に関する啓発普及その他農地中間管理事業を推進するための施策に関する事項

#### (1) 農業者等による協議の場の設置等

市町は、当該市町の区域における農地中間管理事業の円滑な推進と地域の調和に配慮した農業の発展を図るため、人・農地プランの区域など地域農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者、当該区域における農業の将来のあり方及びそれに向けた農地中間管理事業の利用等に関する事項について、定期的に農業者その他の当該区域の関係者による協議の場を設けるものとします。



(2) 農地中間管理事業に関する啓発普及

機構は、三重県農業再生協議会等県内の関係団体で構成する組織との密接な連携のもとに、農地中間管理事業の内容や活用方法等について周知徹底を図るものとします。

また、機構は市町と連携して、人・農地プランの作成、見直しのプロセスにおいて、地域農業者等に農地中間管理事業の活用方法等について周知徹底を図るものとします。

(3) 農地中間管理事業を推進するための施策

農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、機構への農地貸付が促進され、さらに受け手農家へ集積・再配分されるよう、人・農地プラン制度、各種補助金、交付金等を有効に最大限に活用するものとします。

**第6 地方公共団体、農地中間管理機構並びに株式会社日本政策金融公庫及び株式会社農林漁業成長産業化支援機構の連携及び協力に関する事項**

(1) 地方公共団体との連携等

機構は、三重県、県内市町、県内農業委員会と密接な連携及び協力のもとに、その創意工夫を発揮して農地中間管理事業を積極的に実施するものとします。

(2) 関係機関の協力

三重県農業会議、県内農業協同組合、三重県農業協同組合中央会、県内土地改良区、三重県土地改良事業団体連合会その他の農業に関する県内の団体、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社農林漁業成長産業化支援機構は、農地中間管理事業の実施に関し機構から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるよう努めるものとします。